

議案第81号

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

使用料の額及び使用単位を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区郷土と天文の博物館条例の一部を改正する条例

葛飾区郷土と天文の博物館条例（平成3年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「いう。）」の次に「又は1月3日」を加え、同条第3号中「から同月4日まで」を「及び同月4日」に改める。

第6条及び第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条中「及び1件1回につき2,000円を限度として委員会規則で定める備付器具の使用料」を削る。

第14条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

種別	使用単位 区分	午前	午後（1）	午後（2）	午後（全）	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで

講堂の使用料	第1条に定める目的で使用する場合	1,800円	1,400円	1,400円	2,800円	2,900円	6,000円
	第1条に定める目的以外で使用する場合	5,400円	4,200円	4,200円	8,400円	8,700円	18,000円
備付器具の使用料	1件当たり2,000円の範囲内において委員会規則で定める額	1件当たり1,000円の範囲内において委員会規則で定める額	1件当たり1,000円の範囲内において委員会規則で定める額	1件当たり2,000円の範囲内において委員会規則で定める額	1件当たり2,000円の範囲内において委員会規則で定める額	1件当たり6,000円の範囲内において委員会規則で定める額	

備考 使用者が使用単位の時間を超えて講堂等を使用したときは、超過時間30分につき次の各号に掲げる使用単位に応じ当該各号に定める額を徴収する。ただし、午前と午後（1）、午前と午後（全）、午後（1）と午後（2）、午後（2）と夜間又は午後（全）と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、この限りでない。

- ① 午前 当該講堂等につき午前の欄に定める使用料の2割相当額
- ② 午後（1） 当該講堂等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ③ 午後（2） 当該講堂等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ④ 午後（全） 当該講堂等につき午後（全）の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑤ 夜間 当該講堂等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額
- ⑥ 全日 当該講堂等につき夜間の欄に定める使用料の2割相当額

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の

日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用について適用する。

(準備行為)

3 改正後の第8条の規定による使用の承認その他の行為は、施行日前においても行うことができる。